

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税種別割の車両区分の新設

- ・原動機付自転車のうち、2輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。

車両区分	税率	
	現行	改正後
50cc以下（エンジン式） 又は定格出力0.6kW以下（電動式）	2,000円	2,000円
50cc超90cc以下（エンジン式） 又は定格出力0.6kW超0.8kW以下（電動式）	2,000円	2,000円
125cc以下かつ最高出力4.0kW以下（エンジン式）	—	2,000円
90cc超125cc以下（エンジン式） 又は定格出力0.8kW超（電動式）	2,400円	2,400円

[第95条]

2. 固定資産税関係

(1) 特定マンションに係る減額措置の申告の簡素化と適用期限の延長

- ・特定マンション（長寿命化に資する大規模工事を行ったマンションをいう。）のマンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとした上で、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの適用期限を令和9年3月31日まで2年延長する。

減額割合…1戸当たり100㎡相当分まで、3分の1

※法で定める基準：3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下

[付則第15条の4]